

令和7年2月27日

長浜市議会議長 高山 亨 様

提出者 議会運営委員長 中川 リョウ

議案の提出について

令和6年長浜市議会定例会令和7年3月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

記

委員会提出議案第2号

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(改正理由)

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、同法第 2 条に新たに第 8 項が新設されました。

同法が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、所要の規定の整備のため、「長浜市議会の個人情報の保護に関する条例」の一部を改正するものです。

委員会提出議案第7号

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。